



# 交通混雑中の交差点等への進入について

## ◆いぬわし君クイズ◆

前方の交通が混雑していて交差点内で動けなくなりそうときは、たとえ青信号でも交差点に進入してはいけない。○？×？



## 正解は……○です!

道路交通法第50条第1項で、

車両等は、交通整理の行われている交差点において、そのまま進行した場合、その進路の前方の交通が混雑しているため、交差点内で停止することとなり、そのため交差道路の車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、(青信号でも)その交差点には入ってはならない。【交差点への進入禁止】と定められています。

もし、交差点内で停止してしまったときに信号が変わってしまうと…

**対向右折車や交差道路の車の進行を妨げてしまうことになり、大変危険です!**

### つまり…

◇渋滞時は、青信号でも**交差点内に進行せず、交差点手前で停止**しましょう。

◇前方車両が進み、**自分の車が交差点の向こう側に入れる余地**ができてから進行しましょう。



### 他にも…

◆横断歩道や自転車横断帯 ◆踏切 ◆停止禁止部分の道路標示

でも交差点と同様に、前方の交通が混雑しており、動きがとれなくなるおそれがあるときは入ってはいけません。周囲の状況をよく確認し、ゆとりを持って運転しましょう!



## ◆大雪時の注意◆

大雪で立ち往生し、車に閉じ込められたときは、排気ガスによる一酸化炭素中毒に注意!

エンジンを切るか、マフラーの周囲を除雪し、  
車内に一酸化炭素を溜めないようにしましょう!



ツイッターを運用しています。フォローをお願いします!【石川県警察交通安全情報@IP\_koutuu\_anzen】



◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。(アドレス [www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/](http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/))

◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に新情報を配信します。

